

赤塚税務会計事務所通信

相続税と財産評価

～相続税の基本的な仕組み～

まだまだ暑い日が続いていますが、せみの鳴き声から秋の虫の鳴き声に変化していき、季節は進んでいるのだと思う今日この頃です。夏の疲れが出てくる時期でもありますので、食事や睡眠には気を使っていきたいですね。

さて、今回は相続税の基本的な仕組みをご紹介します。そもそも我が家は相続税が発生しそうなのか、何かしらの対策は必要なのかを考えるために、ざっと簡略的に計算する方法をご紹介します。

相続税の計算のしくみ

相続税の基本的な仕組みは、まず、プラスの財産(現預金、不動産、株式など)からマイナスの財産(借入金、未払金など)と葬式費用を差し引きします。こうして求めた正味財産から基礎控除額を控除した残額に税率を乗じることで計算されます。

財産評価

相続税を計算するためには、財産を金額に換算する必要があります。これを財産評価といいます。この財産評価は、財産評価基本通達に定められた方法により評価していくことになります。

主な財産の評価方法をみていきましょう。

・預金

預金については相続開始日(被相続人の死亡時)の残高に、未経過利子を加算し、経過利子に対する所得税を控除することにより計算されます。

預金で注意すべき点は、名義預金の問題です。被相続人以外の名義(例えば、子や孫)であっても、管理している人が被相続人であり名義人が自由に

使えない状態である場合には、被相続人の財産として相続税の計算に含める必要があります。

・土地

土地の評価方法には路線価方式と倍率方式の2通りがあります。どの土地がどの方法によるかは国税庁により定められています。

～路線価方式～

路線価方式は、国税庁が発表している路線価を基に、その土地の形状や、利用価値を考慮した上で、土地を評価する方法です。路線価は国税庁のホームページ上にも公開されていますので、調べたい土地の評価額を簡易的に調べることができます。

～倍率方式～

倍率方式は、固定資産税評価額(市区町村が固定資産税を計算する際に使用する評価額)に国税庁が定めた、地域ごとの倍率を乗じて計算する方法です。この倍率についても国税庁のホームページに公開されていますので、固定資産税の課税明細が手元があれば、簡単に評価額を調べることができます。

～裏面に続きます～

・株式

株式のうち、上場株式など市場価値のあるものについては、基本的には、相続開始時の市場価格によって評価すればよいのですが、上場していない株式を評価するのは少々面倒です。

紙幅の関係上、詳細な説明は割愛させていただきますが、簡略的に計算する方法としては、会社の貸借対照表の純資産額を発行済総株式数で除し、1株あたりの純資産額を1株あたりの株式評価額として計算してみると良いでしょう。

基礎控除額

基礎控除額は、3,000万円＋600万円×法定相続人の数で計算されます。養子も法定相続人に含まれますが、基礎控除額の計算においては、実子がいる場合には、養子は1人まで、実子がない場合には養子は2人までが計算の対象になります。

例えば、相続人が妻、実子A、養子B、養子Cの4名の場合、基礎控除額の計算上の法定相続人は3名(実子がいるため、養子は1人のみカウント)となります。基礎控除額は3,000万円＋600万円×3＝4,800万円です。

税率

相続税の税率は、財産額が増えれば税率も上がるという超過累進税率を採用しています。

相続税の速算表は次の通りです。

相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

税率を乗じるときは、一度、すべての遺産が法定相続分によって取得されたものとして、相続税の総額を計算します。次に、実際に取得した財産の金額に応じて、各相続人に相続税額が割り当てられます。

まとめ

相続税の申告書を作るのはなかなか難しいですが、そもそも相続税対策をしたほうがよいのか、だいたいいくらぐらいの相続税が発生するのかを簡略的に計算しておく、将来の相続に対して心の準備ができるのではないのでしょうか。



赤塚税務会計事務所

埼玉県吉川市大字吉川1605-2

TEL 048-972-4803 FAX 048-972-4809

MAIL akatsuka@a-taxlaw.com HP <https://a-taxlaw.com>

なまずの里 吉川から信頼の税務サービスをお届けします！